

## 監修にあたり

選挙管理事務は、正確に<sup>か</sup>疵なく執行されなければなりません。しかし、実際は選挙のたびにさまざまなミスが発生し、その都度注意喚起がなされているにもかかわらず、減少するどころか増加している現状です。

近年、選挙制度の多様化、また不在者投票や期日前投票の制度が一般に浸透し、利用者が毎回の選挙で増加し続けているなどにより選挙管理事務は増々複雑になってきています。

また、それぞれの自治体で選挙が行われるのは一年に一回あるかどうかで、場合によっては選挙管理委員会事務局に在任中、一度も選挙を経験しないまま異動する職員もいます。加えて、熟練した年長者が退職していくこと、職員の異動サイクルが早くなっていること、経費削減などのため他部署との兼務になっていることなど、職員が選挙管理事務に熟達しにくいという状況にあるのは確かでしょう。

しかし、だからといってミスをしてよいということではありません。選挙の執行は、完璧でなければならぬのです。なぜなら、少しでも瑕疵があれば、選挙人の皆さんが投票した貴重な一票を無駄にしてしまう

おそれがあるからです。選挙管理委員会の使命とは、国政や市政、県政などに対し、一票という有権者の声を届けることにあります。この使命を果たすためには、どんな小さなミスも絶対に許されないのです。

いつまでもミスをくり返しているようでは、選挙に対する有権者の信頼が失墜してしまうのではないかと懸念されます。

選挙管理事務に携わる者たちは皆、まず事務の原点に立ち返り、「正確で瑕疵のない選挙管理事務の執行」を志さなければなりません。本書は、決して対岸の火事を掲載したものではありません。これらの事例を他山の石として、正確で瑕疵のない執行の“小さいけれども大きな一歩”につながり、選挙管理事務を担う皆さんのより信頼される選挙執行のための一助とされれば幸いです。

平成 26 年春

川崎市選挙管理アドバイザー  
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授

**小島 勇人**

## ●巻頭章

12

- 選挙の管理執行は100点満点が当たりまえ
- 多発する“ちょっとした不注意”によるミス
- 節目ごとのチェックで万全を期す
- 携わる人員の意識を高める
- マニュアルの精度を上げ、実践をふまえた研修で備える
- 職員を守り、組織を守り、選挙制度への信頼を守る

## ●啓発関係

001	選挙期日決定前の周知誤り	18	004	町選管作成の広報用チラシへの記載誤り	21
002	選挙時啓発における投票日の誤り	19	005	投・開票速報携帯サイトにテストデータを誤掲載	22
003	啓発物資における記載内容誤り	20			

## ●投票所入場券関係

006	投票所入場券における期日前投票所に関する記載誤り	24	010	投票所入場券の世帯への交付誤り	31
007	投票所入場券における投票日の記載漏れ	26	011	投票所入場券の欠格者への交付誤り	33
008	投票所入場券への投票日の誤記	27	012	投票所入場券の二重交付	35
009	投票所入場券における投票時間の記載誤り	29	013	投票所入場券の誤発送	36

## ●投票関係

- |     |  |     |    |     |                                 |        |    |
|-----|--|-----|----|-----|---------------------------------|--------|----|
| 014 | 投票用紙の二重交付                              | 期日前 | 38 | 027 | 投票用紙の交付誤り<br>(不在者投票指定施設)        | 不在者    | 60 |
| 015 | 投票済みの確認を怠ったこと<br>による投票用紙の二重交付に<br>よる投票 | 期日前 | 40 | 028 | 不在者投票指定施設に<br>おける投票用紙等の<br>交付誤り | 不在者    | 62 |
| 016 | 投票用紙の交付誤り<br>(代理投票の誤解)                 | 期日前 | 42 | 029 | 不在者投票用外封筒の<br>交付誤り              | 不在者    | 64 |
| 017 | 投票用紙の交付誤り<br>(選挙の種類誤り)                 | 期日前 | 44 | 030 | 不在者投票用紙等の<br>誤交付                | 不在者    | 66 |
| 018 | 投票用紙の交付誤り<br>(選挙の種類誤り)                 | 期日  | 46 | 031 | 投票用紙等の<br>送付先誤り                 | 不在者    | 67 |
| 019 | 投票用紙の交付誤り<br>(選挙人への未交付)                | 期日  | 47 | 032 | 不在者投票の<br>請求書の放置                | 不在者    | 68 |
| 020 | 投票用紙の交付誤り<br>(選挙の種類誤り)                 | 期日  | 49 | 033 | 点字投票用紙の<br>交付誤り                 | 期日前 点字 | 70 |
| 021 | 投票用紙の交付漏れ                              | 期日  | 51 | 034 | 点字投票用紙の交付誤り・<br>二重投票            | 期日 点字  | 71 |
| 022 | 選挙人名簿未登録者への<br>投票用紙の交付                 | 期日  | 52 | 035 | 県外転出者への県議会選挙<br>投票用紙の交付         | 期日     | 72 |
| 023 | 二重投票                                   | 期日  | 54 | 036 | 船員の不在者投票用紙の<br>交付誤り             | 不在者    | 74 |
| 024 | 事務従事者による投票用紙<br>の投函および投票用紙の<br>二重交付    | 期日  | 56 | 037 | 投票所による本人確認の<br>誤り               | 期日前    | 75 |
| 025 | 投票用紙の交付誤りおよび<br>二重交付                   | 期日  | 57 | 038 | 投票受付時における選挙人<br>名簿の確認漏れ         | 期日前    | 76 |
| 026 | 投票用紙の二重交付                              | 期日  | 58 | 039 | 選挙人名簿との対照<br>(表示) 誤り            | 期日     | 78 |

040	投票済みの表示作業における 選挙人名簿の照合誤り	80	期 日
041	選挙人名簿の対照誤り	82	期 日
042	不在者投票指定施設でない 施設からの請求による投票	84	不在者
043	選挙権を有しない者への投 票所入場券の誤送付および それによる投票	85	期日前
044	20歳未到達者に期日前投票 をさせた誤り	87	期日前
045	選挙人が自書しなかった 投票	88	期日前
046	選挙人名簿未登録者の投票	89	期日前
047	分割選挙区のある期日前投 票所における投票用紙の投 函誤り	90	期日前
048	不在者投票の投票所におけ る投函漏れ	91	不在者
049	不在者投票指定施設による 投票用紙等の誤送付	92	不在者
050	不在者投票指定施設による 投票済み投票用紙等の送付 漏れ	94	不在者
051	不在者投票の選管への 未配達	96	不在者
052	不在者投票の手続き誤り	97	不在者
053	投票用紙への記載内容の 案内誤り	98	期日前
054	氏名等掲示の誤り	99	期日前
055	投票所における政党名等 掲示の掲示漏れ	100	期 日
056	不在者投票場所における 氏名等掲示の誤り	101	不在者
057	不在者投票に係る選挙資料 の送付誤り	102	不在者
058	不在者投票指定施設での 投票用紙の紛失	104	不在者
059	分割選挙区に係る選挙人の 投票を行う期日前投票所へ の誘導誤り	105	期日前
060	期日前投票所の投票箱の カギの取り違え	107	期日前
061	投票立会人の職務怠慢	108	期日前
062	投票用紙等未到着による 投票所開所時刻の遅れ	109	期 日
063	投票箱に何も入っていない ことの確認手順の誤り	111	期 日
064	投票所受付用パソコンの システムトラブル	112	期 日
065	投票所の秩序保持	113	期 日
066	在外選挙投票用紙等の送付 遅延	114	在 外
067	南極観測船における洋上 投票の投票受信障害	115	洋 上

## ●開票関係

---

- |     |                         |     |     |                   |     |
|-----|-------------------------|-----|-----|-------------------|-----|
| 068 | 開票開始の遅延                 | 118 | 073 | 不受理と決定された不在者投票の混入 | 124 |
| 069 | 投票終了時の投票箱施錠不備           | 119 | 074 | 開票立会人を開票事務従事者と誤認  | 125 |
| 070 | 開票所への投票箱送致の遅れ           | 120 | 075 | 記載済み投票用紙写真の新聞掲載   | 126 |
| 071 | 確定投票率発表の大幅な遅延と開票確定時刻の遅れ | 122 | 076 | 飲酒職員の開票事務従事       | 127 |
| 072 | 開票作業時のトラブル              | 123 | 077 | 開票作業中における職務怠慢     | 128 |

## ●選挙公営関係

---

- |     |                     |     |     |                        |     |
|-----|---------------------|-----|-----|------------------------|-----|
| 078 | 選挙公報の誤配布(戸別配布)      | 130 | 085 | 選挙公報の候補者の写真について不適切な修正  | 138 |
| 079 | 選挙公報の誤配布(新聞折り込み)    | 131 | 086 | 選挙公報等の内容の録音を収録したCDの不良  | 139 |
| 080 | 選挙公報の誤配布(新聞折り込み)    | 132 | 087 | ポスター掲示場の設置における組み合わせの誤り | 140 |
| 081 | 自治会未加入世帯への選挙公報の配布漏れ | 133 | 088 | ポスター掲示場の設置場所の誤り        | 141 |
| 082 | 選挙公報および審査公報の遅配と未配   | 134 | 089 | ポスター掲示場への放火            | 142 |
| 083 | 選挙公報の候補者顔写真の掲載間違い   | 136 | 090 | 選挙運動用通常葉書の在庫不足         | 143 |
| 084 | 選挙公報の内容を誤った印刷       | 137 | 091 | 政見放送の氏名表示誤り            | 144 |

## ●速報関係

---

092	開票結果の報告誤り	146	103	投票結果の集計誤り、報告誤り	159
093	開票結果の報告誤り	147	104	得票数の集計上の誤り	160
094	開票結果の報告誤り	148	105	投票録の記載誤り	161
095	開票結果の報告誤り	149	106	点字投票者数の算入漏れ	163
096	開票結果におけるあん分計算の報告誤り	150	107	在外選挙人投票者数の集計誤り	164
097	開票結果の誤発表	151	108	選挙人名簿登録者数の報告誤り	166
098	投票者数の計上の誤り	152	109	集計システムのトラブル	167
099	投票者数の二重集計	153	110	表計算ソフトの変更漏れによる報告の遅延、報告誤り	168
100	投票者数の入力漏れ	155	111	ウェブサイト上の開票テストデータ削除漏れ	169
101	投票者数の集計誤り	156	112	選挙の異なる投票の混在による開票の遅延	170
102	投票結果等の報告誤り	158		■ そのほか速報関係で管理執行上問題となった事例	171

## ●選挙犯罪関係

---

113 詐欺投票 **期日前** 176

114 期日前投票における二重投票 **期日前** 177

115 投票用紙の二重交付 **期日** 178

116 投票干渉 **期日前** 179

117 詐偽投票（投票所） **期日** 180

118 投票偽造（不在者投票指定施設） **不在者** 181

119 投票偽造（不在者投票指定施設） **不在者** 183

## ●その他

---

120 選挙人名簿の失権表示の消除漏れ **期日** 186

121 選挙人名簿登録漏れ **期日** 187

122 投票受付システムへの選挙人情報の入力誤り **期日** 188

123 選挙当日の選挙事務所閉鎖指示の誤り **期日** 189

124 投票所施設の改修工事による敷地入口の閉鎖に対する苦情の殺到 **期日** 190

125 郵便等投票請求書の発送誤り 191

126 立候補届出書類の審査誤り 192

127 個人演説会に係る事務手続きの不備 193

128 FAXによる選挙関係情報の誤送信 194

129 開票立会人の選挙の入れ違い 195



## 投票用紙の交付誤り (選挙の種類の違い)

選挙の種類 衆議院／小選挙区

関係法令 公職選挙法第 45 条（投票用紙の交付及び様式）  
公職選挙法施行令第 35 条（投票用紙の交付）

衆議院／小選挙区の投票用紙自動交付機に比例代表の投票用紙を誤って入れたため、3人の選挙人が比例代表の投票用紙で小選挙区の投票を行った。

期日前投票所で投票用紙自動交付機に投票用紙を挿入し準備を行う際、誤って衆議院／小選挙区の投票用紙を入れるべきところ比例代表の投票用紙を入れた。そのことに気づかないまま投票を開始し、約 15 分後、比例代表の投票用紙を交付する際、選挙人の指摘により発覚。気づいた選挙人を含め 3 人が比例代表の投票用紙で小選挙区の投票を済ませていた。この 3 人の選挙人には比例代表の投票用紙を改めて交付し、比例代表の投票を行った。

通常、期日前投票所を開場する前に事務局長が金庫から投票用紙を出し、投票管理者と交付機の担当者の 3 人でチェックしながら交付機にセットしていたが、この日はチェックが結果として行われず、取り違えに気づかなかった。

### ■事件における対処

当該市選管の事務局長から選挙人に対して事情説明と謝罪を行った。また、投票管理者と交付係が投票用紙の配置と配布手順を再確認した。県選管は口頭で厳重に注意し再発防止に万全を期すよう助言した。また管内の市町村選管に対して注意喚起を行った。

なお、3人の選挙人が比例代表の投票用紙で投票していた衆議院／小選挙区の投票は、小選挙区の候補者名を記載したため、無効となる。

## ●類似事例

1) 衆議院／比例代表の投票用紙交付係が、一般用の投票用紙を補充する際に誤って点字投票用紙を補充した。それに気づかないまま投票用紙を交付したため、比例代表の一般用投票用紙を交付すべき選挙人 30 人に対し、点字投票用紙を交付し、投票が行われた。この事例では、定期的に行う投票用紙の枚数確認で誤りが判明した。比例代表の一般用投票用紙はだいたい色であり、点字投票用紙はピンク色で凹凸がついている。

当該市選管は管轄内の期日前投票所と当日投票所で点字投票用紙の保管と払い出しを厳格に行うこととし、県選管は県内の各市町村選管に注意を喚起した。この事例については、比例代表の公製公給の投票用紙であることには変わりがないため、投票は有効票とされた。

2) 自動交付機を使わず投票用紙を手渡ししていた期日前投票所では、衆議院／小選挙区の投票用紙を交付すべきところ誤って比例代表の投票用紙を交付した。選挙人が投函したあとに投票用紙交付係が、交付の誤りに気づいた。この選挙人は小選挙区については正しい小選挙区の投票用紙で投票し直したが、比例代表の投票は小選挙区の候補者名を記載したため無効となった。当該市選管は選挙人に対して謝罪し、再発の防止を徹底した。また、県選管は、当該事例を県内の全選管に周知し、投票用紙の交付誤りがないよう徹底することを通知した。

3) 期日前投票所で、2 人の選挙人に対し、衆議院／小選挙区の投票用紙を交付すべきところ比例代表の投票用紙を交付した。選挙人はそのまま比例代表の投票用紙で小選挙区の候補者名を記載して投票を行った。この選挙人のあとから来所した選挙人の指摘により誤りが発覚したが、当初の 2 人の選挙人の小選挙区の投票は、比例代表の投票用紙によったため無効となった。当該町選管では、事務従事者を増員するとともに、投票所内の配置や投票の流れを見直し、小選挙区の投票が終了したあと、別の交付場所を設けて比例代表の投票用紙を交付することとした。当日の投票所も同様の対応を行った。

# 選挙公報の候補者顔写真の掲載間違い

選挙の種類 衆議院／小選挙区

関係法令 公職選挙法第 167 条（選挙公報の発行）

選挙公報に掲載する候補者の顔写真を他の候補者のものに入れ違えて印刷し、配布した。

投票日の 4 日前に新聞折り込み等をして配布した選挙公報において、選挙区の異なる 2 人の候補者の顔写真を入れ違えて印刷し、配布した。2 人の候補者の所属政党は同一であった。印刷部数は 38 万 2000 部。

## ●事件が起きた理由

選挙公報の印刷に際しては、事前の写真の裏面に選挙区と氏名を明記させるなど取り違えを防ぐ対策を講じていた。しかし、印刷会社から送られてきた刷り見本で顔写真が入れ違っていたが、このことに県選管の担当職員は気づかず、そのまま印刷された。職員は印刷所に向いて点検したが、氏名の表記の誤りやインクの汚れなどを確認しただけで顔写真は確認していなかった。

## ■事件における対処

県選管は当日の午前中に、当該 2 人の候補者の所属政党に謝罪した。また、再印刷した選挙公報に県選管の謝罪文を掲載した上で、翌々日に新聞折り込み等により再配布した。今後はその重要性を職員が再認識して確認体制を強化し、再発生しないよう徹底するとした。

## ※特記事項

刷り直しの印刷費のみでも約 100 万円程度かかった。

選挙の分類 参議院／比例代表

関係法令 公職選挙法第 167 条（選挙公報の発行）、第 168 条（掲載文の申請）、第 169 条（選挙公報の発行手続）、第 170 条（選挙公報の配布）

### 選挙公報の掲載すべき内容の一部に欠落があった。

ある県選管がウェブサイト上で、電子版選挙公報を公開した。これを見たある政党関係者から、選挙公報の掲載内容が一部欠落しているとの指摘があった。印刷用の原板を確認したところ、ある政党の掲載欄の政策に付けるべきだったイラストが欠落し、「だ」とすべき文字が「た」となり、文字の濁点が欠落していることが判明した。このため、正しい掲載内容とした上で選挙公報を印刷し直した。

#### ●事件が起きた理由

印刷用原板の制作に当たった業者が、画像の濃淡調整のために修正・加工を行った際、イラスト部分の合成等を失念し、その誤りに気がつかないまま印刷を行った。

#### ■事件における対処

県選管は、直ちに県内の各市町村選管に対し、誤って印刷した選挙公報を配布することなく、選挙期日後まで厳重に保管すること、既に配布済みの公報は回収するよう依頼した。正しい掲載内容の選挙公報は誤りが判明した2日後に再印刷を行い、選挙公報配布期限の期日までに全市町村に配布を完了した。

今後は、制作業者への指示や業務確認を徹底すること、校正・確認体制の全面的な見直し検討を行うとした。

# 113 詐偽投票

選挙の分類 衆議院／小選挙区・比例代表、国民審査

関係法令 公職選挙法第 237 条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

同僚の投票所入場券を盗んで本人と偽って期日前投票を行った。

投票所入場券の選挙人本人が投票所に訪れて選挙人名簿と対照したところ、衆議院／小選挙区・比例代表、国民審査とも期日前投票で済まされていることになっていた。しかし、当該選挙人は期日前投票をしていないと主張したため、区選管事務局で「宣誓書兼請求書」を確認したところ、宣誓書に記載されている氏名のふりがなが本人の申し立ておよび選挙人名簿に記載されている氏名の読みとは異なっていることが判明した。このため、既に行われた期日前投票は詐偽投票であることがわかった。

## ■事件における対処

当該区選管は、本人持参の自動車運転免許証で本人確認を行い、公職選挙法第 50 条（選挙人の確認及び投票の拒否）および同法施行令第 40 条（選挙人の宣言）の手続きにより、仮投票を行わせた。その後、開票管理者において、同法第 66 条（開票）第 1 項に規定する手続きにより、当該仮投票の受理を決定した。また、事件発覚後、直ちに都選管および警察に報告した。

## ※特記事項

警察の捜査により、当該選挙人と同じ社員寮にいたタクシー運転手が当該選挙人あてに届いた投票所入場券を盗み、期日前投票所で本人と偽って投票を行ったことがわかった。詐偽投票を行った者は詐偽投票の罪で書類送検された。

選挙の分類 県議会議員

関係法令 公職選挙法第 237 条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

既に期日前投票を行った選挙人が別の期日前投票所を訪れ、二重に投票を行った。

既に期日前投票を行った選挙人が別の期日前投票所を訪れ、投票済みであることを告げずに宣誓書に記入し、投票用紙の交付を受け、二重に投票を行った。当該選挙人は、その日のうちに当該市選管に対し電話で期日前投票を 2 回行ったことを告げた。

当該市選管が確認したところ当該選挙人の宣誓書が 2 枚あり、2 回投票したことが判明した。

二重投票を行わせた原因は、2 回目の投票が行われた期日前投票所の職員が、パソコン画面の投票済みの表示を見落とした可能性が高いとされた。

#### ■事件における対処

この事件後に対応策を検討し、直後の市議会選挙では、受付事務における本人確認と投票済みの確認を徹底した。また、本件で 2 回目の投票が行われた期日前投票所のレイアウトを再点検し、宣誓書記載場所などのスペース確保を図った。

県選管は、当該市選管から報告を受け、再発防止を要請した。

#### ※特記事項

当該選挙人は、公職選挙法違反（詐欺投票）の疑いで書類送検する方針とされた。